

新設分割に係る事後備置書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法第 815 条第 3 項第 2 号に規定する
事後備置書類)

2023 年 4 月 3 日

ニッポン高度紙工業株式会社

NKK ソリューションズ株式会社

2023年4月3日

新設分割に係る事後開示事項

(新設分割会社)

高知県高知市春野町弘岡上 648 番地

ニッポン高度紙工業株式会社

代表取締役 近森 俊二

(新設分割設立会社)

高知県南国市十市 4465 番地 25

NKK ソリューションズ株式会社

代表取締役 近森 俊二

ニッポン高度紙工業株式会社（以下「新設分割会社」という。）は、2023年2月9日付で作成した新設分割計画書（以下「本会社分割計画書」といいます。）に基づき、2023年4月3日を効力発生日として、新設分割会社の南国工場で実施している新設分割会社のアルミ電解コンデンサ用セパレータ等の裁断加工・出荷業務等に関して新設分割会社が有する権利義務を、新たに設立するNKK ソリューションズ株式会社（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」という。）を行いました。

本会社分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 本会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2023年4月3日

2. 新設分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第209条第2号及び第3号）

(1) 新設分割の差止請求手続（会社法第805条の2）

会社法第805条の2の規定に従い、新設分割会社に対して本会社分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）

本会社分割は、新設分割会社において、会社法第805条に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第 808 条）

新設分割会社は、会社法第 808 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、該当事項はございません。

(4) 債権者保護手続（会社法第 810 条）

本会社分割計画書において、分割会社がこれを併存的に引き受ける旨を定めたことから、会社法第 810 条 1 項 2 号に基づき甲に対して異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

3. 本会社分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設分割設立会社は、本会社分割の効力発生日である 2023 年 4 月 3 日をもって、本会社分割計画書の定めに従い、本会社分割により、新設分割会社の南国工場で実施している新設分割会社のアルミ電解コンデンサ用セパレータ等の裁断加工・出荷業務等に関して新設分割会社が有する権利義務を承継しました。

4. その他本会社分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当する事項はありません。

以 上